

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会

## 第 3 回 会 議 資 料

日時 平成15年3月26日(水)13時30分から

場所 ルネッサながと 軽運動室

## 配布資料一覧

### 報告事項

- 報告第1号 新市名称候補選定小委員会報告について ----- 1  
別冊「第1回新市名称候補選定小委員会報告」
- 報告第2号 長門市・三隅町・日置町・油谷町の将来のまちづくりと合併につ  
いての住民アンケート調査結果について ----- 2  
別冊「長門市・三隅町・日置町・油谷町の将来のまちづくりと合併に  
ついての住民アンケート調査結果報告書」

### 協議事項

- 協議第15号 財産及び債務の取扱いについて ----- 3
- 協議第16号 長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会幹事会設置規程の  
一部を改正する規程について ----- 11
- 協議第17号 平成14年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会補正  
予算(第1号)について ----- 13
- 協議第18号 平成15年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会事業  
計画について ----- 15
- 協議第19号 平成15年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会予算  
について ----- 18

### 次回の協議事項

- 協議第20号 一般職の身分の取扱いについて ----- 20
- 協議第21号 特別職の身分の取扱いについて ----- 32
- 協議第22号 慣行の取扱いについて ----- 56
- 協議第23号 町名・字名の取扱いについて(その1) ----- 63
- 協議第24号 行政区の取扱いについて ----- 72

報告第1号

新市名称候補選定小委員会報告について

第1回新市名称候補選定小委員会を開催したので、下記のとおり報告する。

平成15年3月26日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

記

1. 開催日時及び場所

平成15年3月5日(水) 17:50 ~ 20:00  
長門市役所 3階 会議室

2. 出席者

出席委員 12名

3. 協議事項

(1) 委員長及び副委員長の選出について

委員長 藤田平二(長門市)  
副委員長 田村満夫(三隅町)

(2) 新市名称公募要領等について

(別冊「第1回新市名称候補選定小委員会報告」)

(3) 「新市の名称」選定スケジュールについて

(別冊「第1回新市名称候補選定小委員会報告」)

報告第 2 号

長門市・三隅町・日置町・油谷町の将来のまちづくりと合併についての  
住民アンケート調査結果について

アンケート調査結果について、別添報告書のとおり、とりまとめたので報告する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会 長 松 林 正 俊

財産及び債務の取扱いについて(協定項目5)

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

**1市3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。**

平成15年3月26日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

## 平成13年度 市町村公共施設状況調べ

項目		長門市	三隅町	日置町	油谷町
道路	実延長 ( m )	181,196	68,856	157,771	194,427
	改良済延長 ( m )	101,845	24,716	92,213	93,752
	舗装済延長 ( m )	171,201	57,832	141,877	170,266
橋梁	橋数 ( 数 )	192	69	91	123
	うち、永久橋数 ( 数 )	192	68	89	123
公園	箇所数 (箇所)	5	1	2	2
	面積 ( m <sup>2</sup> )	165,051	38,656	14,256	22,235
公営住宅	( 戸 )	230	122	116	80
市町村営給水人口	( 人 )	21,695	5,505	4,522	7,909
公共下水	水洗便所設置済人口 ( 人 )	13,680	-	528	-
	処理区域面積 ( m <sup>2</sup> )	4,570,000	-	240,000	-
農業集落排水	水洗便所設置済人口 ( 人 )	784	4,233	1,720	-
	処理区域面積 ( m <sup>2</sup> )	410,000	2,570,000	1,540,000	-
漁業集落排水	水洗便所設置済人口 ( 人 )	2,009	701	-	-
	処理区域面積 ( m <sup>2</sup> )	358,000	180,000	-	-
保育所	箇所数 (箇所)	6	3	2	7
	定員 ( 人 )	395	170	135	250
市町村立幼稚園	箇所数 (箇所)	-	1	-	-
	定員 ( 人 )	-	80	-	-
小学校	学校数 (箇所)	7	2	2	5
	児童数 ( 人 )	1,235	308	231	371
中学校 (分校含む)	学校数 (箇所)	5	1	1	3
	生徒数 ( 人 )	715	205	123	231
児童館	(箇所)	2	-	-	-
公民館	(箇所)	4	1	-	2
図書館	(箇所)	1	-	-	-
体育館	(箇所)	2	3	1	1

資料は、各市町の平成13年度市町村公共施設状況調査をもとに作成。ただし、公園については、各市町の平成13年度決算書をもとに作成。

(参考資料)「長門地区広域行政事務組合の所有する財産の状況」

総括表

平成13年度末

長門地区広域行政事務組合

協議項目		財産及び債務の取扱い(総括表)	
区分			
主な財産	公有財産	土地(m <sup>2</sup> )	建物(m <sup>2</sup> )
	行政財産	152,462	5,289
	普通財産		
	有価証券及び出資		
	物品(車両等)(台)		28
	債権(千円)		
	基金(千円)		191,779
債務	地方債等(千円)		773,914
	債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額(千円)		420,350

公有財産調書

平成13年度末

長門地区広域行政事務組合

協議項目		財産及び債務の取扱い(公有財産)				
区分	土地(地籍) (m <sup>2</sup> )	建 物(m <sup>2</sup> )			延面積計	
		木造(延面積)	非木造(延面積)			
公有財産	行政財産	本庁舎			0	
		その他の行政施設		1,592	1,592	
		学校			0	
		公営住宅			0	
		公園			0	
		その他施設	152,462		3,697	3,697
		計	152,462	0	5,289	5,289
普通財産	宅地					
	田畑					
	山林					
	その他					
	計	0	0	0	0	
合計		152,462	0	5,289	5,289	



車両等保有状況

平成13年度末

長門地区広域行政事務組合

		協議項目	財産及び債務の取扱い (物品[車両等])
		区 分	台 数 (台)
車 両	事 務 局	庁用車(乗用車)	1
		庁用車(貨物車)	1
	清掃工場	小型貨物自動車	3
		ショベルローダー	3
	リサイクルセンター	フォークリフト	1
		ショベルローダー	1
	消 防	はしご付消防自動車	1
		化学消防ポンプ自動車	1
		水槽付消防ポンプ自動車	1
		消防ポンプ自動車	3
		救助工作車	1
		救急自動車	3
		広報車	4
		指令車	2
		小型動力ポンプ積載車	2
合 計		28	

基金残高調書

平成13年度末

長門地区広域行政事務組合

協議項目		財産及び債務の取扱い(基金)	
区分		金額(千円)	
一般 会 計	財政調整基金		
	減債基金		
	土地開発基金	現金・預金	
		土地	
		計	0
	そ の 他 の 基 金	退職手当資金積立基金	191,779
計		191,779	
合計		191,779	

地方債現在高

平成13年度末

長門地区広域行政事務組合

協議項目		財産及び債務の取扱い(債務[地方債])
区 分		金 額(千円)
一 般 会 計	一般単独事業債	158,488
	うち日本新生緊急基盤整備事業債	49,800
	一般廃棄物処理事業債	615,426
		合 計

債務負担行為調書

平成13年度末

長門地区広域行政事務組合

協議項目		財産及び債務の取扱い(債務[債務負担行為])	
区分		金額(千円)	最終年度
一般会計	物件の購入・工事の請負等	420,350	平成14年度
	計	420,350	
	債務保証・損失補償等		
	計	0	
	その他		
	計	0	
合計		420,350	

協議第16号

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会幹事会設置規程  
の一部を改正する規程について

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会幹事会設置規程の一部を改正する規程につ  
いて、別紙のとおり提案する。

平成15年3月26日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会 長 松 林 正 俊

**長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会幹事会  
設置規程の一部を改正する規程**

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会幹事会設置規程の一部を、次のように改正する。

別表長門市の項中「総務部長」を「総務課長」に改める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会幹事会  
設置規程新旧対照表**

新				旧			
<u>附則</u> <u>この規程は、平成15年4月1日から施行する。</u>							
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
区 分	職 名			区 分	職 名		
長門市	助役	総務課長		長門市	助役	総務部長	
		企画振興課長				企画振興課長	
三隅町	助役	総務課長	企画情報係長	三隅町	助役	総務課長	企画情報係長
日置町	助役	総務課長	企画情報係長	日置町	助役	総務課長	企画情報係長
油谷町	助役	総務課長	企画情報係長	油谷町	助役	総務課長	企画情報係長
		企画課長				企画課長	

協議第17号

平成14年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
補正予算(第1号)について

平成14年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会補正予算(第1号)について、  
別紙のとおり提案する。

平成15年3月26日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

平成14年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会補正予算（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項目	補正前 の額	補正額	計	説明
負担金	(項) 負担金 (目) 負担金	7,823	20,100	27,923	(1市3町負担金の内訳) 合併準備補助金分 20,000 任意協から法定協に引き継 がれた負担金分 100
国県支出金	(項) 県支出金 (目) 県補助金	2,000	0	2,000	
諸収入	(項) 雑入 (目) 雑入	1	0	1	
歳入合計		9,824	20,100	29,924	

歳出

（単位：千円）

款	項目	補正前 の額	補正額	計	説明
運営費	(項) 会議費 (目) 会議費	1,505	0	1,505	
	(項) 事務費 (目) 事務費	1,030	0	1,030	
事業費	(項) 事業推進費 (目) 事業推進費	7,268	20,100	27,368	(委託料) 新市建設計画策定業務委託 事務事業一元化業務委託 例規整備業務委託 電算統合計画策定業務委託
予備費	(項) 予備費 (目) 予備費	21	0	21	
歳出合計		9,824	20,100	29,924	



協議第18号

平成15年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会事業計画について

平成15年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の事業計画について、別紙のとおり提案する。

平成15年3月26日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

## 平成15年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会事業計画

### 1 協議会・小委員会・幹事会・専門部会の開催

#### (1) 協議会の開催

合併協定書協定項目の協議、新市建設計画の作成や1市3町の合併に関し必要な事項の協議を行うため、原則として毎月第4水曜日に会議を開催する。

#### (2) 小委員会の開催

協議会から付託された事項について、協議又は調整を行う。

(既に、新市の名称の候補選定について付託された、「新市名称候補選定小委員会」が設置されている。)

#### (3) 幹事会の開催

協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整を行う。

#### (4) 専門部会の開催

幹事会の幹事長の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、専門的に協議又は調整を行う。なお、具体的な事項については、専門部会の部会長が分科会に依頼し、協議又は調整を行う。

### 2 事務事業一元化の調整

1市3町の「事務事業等現況調書」により、課題及び対応策を検討のうえ、合併協定項目になる事務事業と、それ以外の事務事業に分類して調整作業を行う。

### 3 新市建設計画の策定

新市の将来構想を踏まえ、分野ごとに新市のまちづくりに必要な施策や主要事業等をまとめた「新市建設計画」を策定する。

### 4 電算統合計画の策定

1市3町の電算システムについて、現行の状況を調査・分析し、新市の行政サービスに支障を来たさないように、より効率的かつ現実的な、新市の統合システムを作成するための「電算統合計画」を策定する。

### 5 例規原案の作成

事務事業一元化の調整結果を踏まえ、例規の調整方針の決定に基づき、新市の例規原案を作成し、内容の検討を行う。

6 新市名称の募集・募集結果の広報

「新市の名称」の公募を行い、応募作品の一覧表の作成など、新市名称候補選定小委員会の審議に必要な資料の作成を行い、募集結果及び決定された名称について公表する。

7 広報啓発事業

(1) リーフレットの作成

将来のまちづくりと合併についての住民アンケートの調査結果や、長門地域将来構想策定委員会の審議を踏まえた新市の将来構想をもとに、住民説明用のリーフレットを作成する。

(2) 協議会だよりの発行

合併協議会の協議状況等を公表するため、毎月1回発行する。

(3) ホームページによる情報の提供

インターネット上で公表している、合併協議会の協議資料や協議の結果等の情報を、協議会の開催に合わせて随時更新する。

8 その他必要な事項

協議会において審議され、必要とされた事業を行う。

協議第19号

平成15年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会予算について

平成15年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会予算について、別紙のとおり提案する。

平成15年3月26日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

平成15年度長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会予算

歳入 (単位:千円)

款	項	目	金額	節		説明
				区分	金額	
負担金	負担金	負担金	0	負担金	0	
国県支出金	県支出金	県支出金	8,000	県補助金	8,000	協定項目調整案・新市町村建設計画策定補助金
繰越金	繰越金	繰越金	21,000	繰越金	21,000	
諸収入	雑入	雑入	1	雑入	1	預金利子
計			29,001		29,001	

歳出 (単位:千円)

款	項	目	金額	節		説明		
				区分	金額			
運営費	会議費	会議費	3,172	報酬	2,672	合併協議会委員報酬 将来構想策定委員報酬 小委員会委員報酬		
				旅費	300	委員費用弁償		
				需用費	200	消耗品費		
				事務費	1,551	報酬	11	監査委員報酬
	旅費	100						
	需用費	550	消耗品費 食糧費 燃料費 印刷製本費					
	役務費	150	通信運搬費 手数料					
	予備費	予備費	予備費	62		予備費	62	
	計			29,001			29,001	

款	項	目	金額	節		説明
				区分	金額	
				使用料及び賃借料	50	
				備品購入費	450	
				負担金補助及び交付金	240	職員手当負担金
事業費	事業推進費	事業推進費	24,216	報償費	200	新市名称募集賞品等
				需用費	3,676	消耗品費 印刷製本費
				役務費	240	通信運搬費
				委託料	20,100	新市建設計画策定業務委託 事務事業一元化業務委託 例規整備業務委託 電算統合計画策定業務委託
				予備費	予備費	予備費
計			29,001		29,001	

一般職の職員の身分の取扱いについて ( 協定項目 10 )

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 1市3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一を図るものとする。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。なお、現職員については、現給を保障する。

平成 15 年 月 日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

協議事項	10 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>1 1市3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一を図るものとする。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。</p> <p>なお、現職員については、現給を保障する。</p>		

現況	調整の具体的内容
別添のとおり	<p><b>職員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて新市の職員として引き継ぐ。</li> </ul> <p><b>職員数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市において、定員適正化計画を策定（合併後1年）し、定員管理の適正化に努める。</li> </ul> <p><b>職名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に調整・統一する。</li> </ul> <p><b>給与</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後に調整・統一する。</li> <li>・現職員については、現給を保障する。</li> </ul>

# 1市3町の部局別の職員定数及び職員数の状況

平成14年4月1日現在

区 分	長門市		三隅町		日置町		油谷町		1市3町計	
	条例定数	実人員	条例定数	実人員	条例定数	実人員	条例定数	実人員	条例定数	実人員
1 市町長の事務局部局の職員	207	205	84	70	70	68	119	107 (3)	480	450 (3)
2 議会の事務局部局の職員	4	4	2 (1)	1	2	2	3 (1)	3 (1)	11 (2)	10 (1)
3 教育委員会の事務局部局の職員	46	46	22	11	15 (4)	9 (1)	29	29 (8)	112 (4)	95 (9)
4 選挙管理委員会の事務局の職員	2	2	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	12 (12)	12 (12)	22 (20)	22 (20)
5 監査委員の事務局部局の職員	2	2	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	8 (6)	7 (5)
6 農業委員会の事務局部局の職員	2	2	2 (1)	1	2 (1)	2 (1)	4 (2)	3 (2)	10 (4)	8 (3)
7 水道事業の事務局部局の職員	14	14	—	—	—	—	6 (1)	4	20 (1)	18
計	277	275	108	83	84	79	157	132	626	569

注1：( )内は兼任職員の数で、左の内数。臨時・嘱託職員は含まない。

2：長門市は、派遣主事2名を含む。

(参考：長門地区広域行政事務組合の職員数)

	条例定数	実人員
消防関係	64	64
本部	12	12
中央消防署	36	36
西消防署	16	16
消防関係以外	17	15
計	81	79

山口県消防防災航空センター派遣職員1人を含む(定数外)。

...臨時・嘱託職員は含まない。



# 1市3町の職員の年齢別構成の状況

平成14年4月1日現在

年齢	長門市						三隅町						日置町						油谷町						一般職合計			現業職合計			合計					
	一般職			現業職			小計	一般職			現業職			小計	一般職			現業職			小計	一般職			現業職			小計	男	女		計	男	女	計	
	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計									男
18			0			0	0			0			0	0			0			0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
19			0			0	0			0			0	0			0			0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0				
20	4		4			0	4			0			0	0			0			0	0	1	1	0	1	4	1	5	0	0	0	5				
21			0			0	0			0			0	0			0			0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0				
22	2	1	3			0	3			0			0	0	1	1	0	1			0			0	0	3	1	4	0	0	0	4				
23	2	4	6			0	6		1	1			0	1			0			0				0	0	2	5	7	0	0	0	7				
24	2	1	3			0	3		1	1			0	1	3	1	4			0	4	1	1		0	1	6	3	9	0	0	0	9			
25	7	1	8			0	8			0			0	0	2	2	4			0	4	3	3		0	3	12	3	15	0	0	0	15			
26	8		8			0	8	2		2			0	2	1	1				0	1	2	2		0	2	13	0	13	0	0	0	13			
27	7	2	9			0	9	1		1			0	1	2	1	3			0	3	2	1	3		0	3	12	4	16	0	0	0	16		
28	8		8			0	8	2	2	4			0	4		0	1	1	1	3	1	4		0	4	13	3	16	1	0	1	17				
29	7	3	10			0	10	2	2	4			0	4	1	1	2			0	2	2	1	3		0	3	12	7	19	0	0	0	19		
30	5	2	7			0	7	3		3			0	3	2	1	3			0	3	2	1	3		0	3	12	4	16	0	0	0	16		
31	6	3	9			0	9	1	1	2			0	2	1	1	2			0	2	4	2	6		0	6	12	7	19	0	0	0	19		
32	1	2	3			0	3		2	2	1	1	2	4		0		1	1	1	5	1	6		0	6	6	5	11	1	2	3	14			
33	5	2	7			0	7	1	1	2			0	2		0		0	0	3		3		0	3	9	3	12	0	0	0	0	12			
34	2		2			0	2	1		1			0	1	2	2	1	1	3	2	1	3		1	1	4	7	1	8	1	1	2	10			
35			0			0	0	1		1			0	1		0		0	0	3	1	4		0	4	4	1	5	0	0	0	0	5			
36	1		1			0	1	2		2			0	2	1	1			0	1	2	2		0	2	6	0	6	0	0	0	0	6			
37	1	1	2			0	2			0			0	0		0			0	0	1	1		0	1	2	1	3	0	0	0	0	3			
38	3	2	5	1		1	6			0			0	0	1	1	1	1	2	1	2	3		0	3	5	4	9	2	0	2	0	11			
39	1	1	2			0	2	1		1			0	1		1	1			0	1	2	2		0	2	4	2	6	0	0	0	6			
40	4	3	7		1	1	8	3		3			0	3	2	1	3	1		1	4	1	1		0	1	10	4	14	1	1	2	16			
41	9	1	10		3	3	13			0			0	0	2	2		1	1	3	1	1	1	1	2	12	1	13	0	5	5	0	18			
42	4	1	5	1		1	6		2	2			0	2	2	2			0	2	2	2		0	2	8	3	11	1	0	1	0	12			
43	2	3	5		4	4	9	1		1	2			0	2	2	2			0	2	2	2		0	6	11	4	15	0	4	4	19			
44	4		4	1	4	5	9	1		1			0	1		0		1	1	1	5	5		0	5	10	0	10	1	5	6	0	16			
45	4	2	6		3	3	9	1		1			0	1		1	1	1	2	3	3		0	3	8	3	11	1	3	4	0	15				
46	4		4	1	1	2	6	2	3	5			0	5	1	1		1	1	2	1	5	6		0	6	8	8	16	1	2	3	19			
47	4	1	5	2	1	3	8	1		1	2			0	2	3	3			0	3	3	1	4		0	4	11	3	14	2	1	3	17		
48	3	7	10		1	1	11	3	3	6			0	6	2	1	3		1	1	4	1	1	2		0	2	9	12	21	0	2	2	23		
49	3	1	4	1	1	2	6	1		1	2			0	2	1	2	3		0	3	4	3	7		0	7	9	7	16	1	1	2	18		
50	7		7	2	2	4	11	3	2	5			0	5	4		4			0	4		2	2		0	2	14	4	18	2	2	4	22		
51	9	4	13		1	1	14	1		1			0	1	2		2			0	2	3	1	4		0	4	15	5	20	0	1	1	21		
52	6	2	8	1	1	2	10	2		2			0	2	3	2	5			0	5	1	2	3	1	1	4	12	6	18	1	2	3	21		
53	10	3	13		1	1	14	3	2	5			0	5	1	1	2		2	2	4	5	5	10		1	1	11	19	11	30	0	4	4	34	
54	6	2	8			0	8	4		4			0	4	3	1	4		1	1	5	3	2	5		0	5	16	5	21	0	1	1	22		
55	3	3	6	1	1	2	8	4		1	5			0	5	2	1	3			0	3	5	1	6		3	3	9	14	6	20	1	4	5	25
56	1		1			0	1	2		2			0	2		0				0	0	1	1	2		0	2	4	1	5	0	0	0	5		
57	6	2	8			0	8		1	1			0	1		0				0	0	2	1	3		1	1	4	8	4	12	0	1	1	13	
58	7	5	12			0	12		1	1			0	1	1	1				0	1		0		0	0	8	6	14	0	0	0	0	14		
59	3		3		1	1	4	1		3	4			0	4		0			0	0		0	2	2	2	4	3	7	0	3	3	0	10		
60			0			0	0			0			0	0		0				0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	171	65	236	11	26	37	273	50	31	81	1	1	2	83	48	18	66	5	8	13	79	85	37	122	0	10	10	132	354	151	505	17	45	62	567	

派遣主事2名は含まない。

# 1市3町の職員の職制（職名・吏員の補職名）の状況

平成14年4月1日現在

職員 の 職 制	長門市			三隅町			日置町			油谷町			
	種類	職名	区分	種類	職名	区分	種類	職名	区分	種類	職名	区分	
職員 の 職 制	吏員	事務吏員	主事、保育士	吏員	事務吏員	主事、主事補、保育士	吏員	事務吏員		吏員	事務吏員		
		技術吏員	技師、保健師、理学療法士、看護師、技士		技術吏員	技師、技師補、保健師			技術吏員				
	その他の職員	事務員	一般行政事務を行う職員で事務吏員でない者	吏員	技能吏員	現業職員 (自動車運転手、道路工事、清掃員、用務員、給食員、電話交換手、タイピスト、その他町長の定める職員)	その他の職員		環境整備員、用務員、調理員、電話交換手、水道整備員、下水道整備員、自動車運転手	その他の職員	用務員	用務員、調理員	
		技術員	終末処理場職員、自動車乗務員、現場作業員										
		用務員	清掃員、給食員、用務員等の業務を行なう者及びこれらに準ずる業務を行なう者										
	吏員の補職名			吏員の補職名			吏員の補職名			吏員の補職名			
	事務吏員		技術吏員	事務吏員		技術吏員	事務吏員			事務吏員		技術吏員	
	部長、理事 参事 課長、所長、室長、主幹 課長補佐、所長補佐、室長 係長、出張所長、主査 保育園長、副園長 主任 主任主事、主任技師、主任技士			課長、所長、局長、室長、館長 保育所長、園長 主幹、副館長 総括課長補佐、課長補佐、室長補佐、次長 総括係長、総括主任保健師、総括主任保育士、係長 主任主事、主任技師、主任保健師、主任保育士			課長、室長、所長、園長、局長 課長補佐、園長補佐、所長補佐、係長 主任保育士、主任保健師 保育士、保健師			課長、支所長、所長、館長、局長 保育所長 課長補佐、主査 係長、所長 総括主任保育士、主任主事、主任保育士 主事、保育士		課長、支所長 課長補佐、技術補佐、主査 係長、保健師長、主任技師 技師、保健師	
	吏員以外の補職名			吏員以外の補職名			吏員以外の補職名			吏員以外の補職名			
	事務員		技術員	用務員		現業職員（運転手、調理員）			用務員				
主任 主任主事		主任 主任技士	主任		主任調理員								

### 1市3町の職員の給料等の状況

		長門市	三隅町	日置町	油谷町
級別職務分類 (行政職)	1級	定期的な業務を行う職務	主事補	定期的な業務を行う職務	定期的な業務を行う職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	主事	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	3級	相当高度の知識又は経験を必要とする職務	主任主事	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	相当に高度な知識又は経験を必要とする業務を行なう職務
	4級	主任主事の職務	困難な業務を行う主任主事	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう職務	特に高度な知識又は経験を必要とする職務
	5級	主任の職務	係長及びそれに相当する職務	きわめて高度な知識又は経験を必要とする業務を行なう職務	係長の職務又はこれに相当する職務
	6級	係長の職務又は、困難な業務を処理する主任の職務	困難な業務を行う係長及びそれに相当する職務	係長及びこれに相当する職務	所長の職務、課長補佐、技術補佐の職務 困難な業務を行う係長又はこれに相当する職務
	7級	課長補佐の職務 困難な業務を分掌する係長の職務	出先の所長、課長補佐及びそれに相当する職務	課長補佐及びこれに相当する職務	課長、局長、支所長、センター所長の職務 困難な業務を行なう課長補佐、技術補佐、所長の職務又はこれに相当する職務
	8級	課長の職務 困難な業務を処理する課長補佐の職務	課長、主幹及びそれに相当する職務	課長及び困難な業務を行う課長補佐の職務	困難な業務を行う課長、局長、支所長、センター所長の職務
	9級	部長の職務			

給料表の種類	行政職	給料表 国の行政職給料表(一)と同じ	9級制	行政職給料表(一) 国の行政職給料表(一)と同じ	8級制	給料表(一般職) 国の行政職給料表(一)と同じ	8級制	行政職給料表(一) 国の行政職給料表(一)と同じ	8級制
	現業職	給料表 行政職と同じ給料表	7級制	行政職給料表(二) 国の行政職給料表(二)と同じ	6級制	給料表(単労職) 国の行政職給料表(一)を参考に独自の給料表を作成	1級制	行政職給料表(二) 国の行政職給料表(二)を参考に独自の給料表を作成	2級制
	企業職	給料表 行政職と同じ給料表	8級制					行政職給料表(一) 行政職と同じ給料表	8級制

## 1市3町の職員の平均給与等の状況

平成14年4月1日現在

区分	長門市	三隅町	日置町	油谷町
	一般行政職	一般行政職	一般行政職	一般行政職
平均給料月額(百円)	3,518	3,660	3,475	3,500
平均給与月額(百円)	3,939	4,014	3,912	3,975
平均年齢	41歳8月	43歳0月	40歳9月	42歳7月
ラスパイレス指数(H14)	102.5	101.3	100.1	102.0
(参考) 定員適正化計画等の内容	計画期間 平成14年～18年 減員目標 2%(6人)	なし	なし	計画期間 平成12年～16年 減員目標 2%

ラスパイレス指数...地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種ごとに、学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの。

(参考 1) 一般職の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(給与、勤務時間その他勤務条件の根本基準)

第 24 条 (第 1 項、第 2 項は記載省略)

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

(分限及び懲戒の基準)

第 27 条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休暇等)

第 28 条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第 16 条各号(第 3 号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（職員の身分取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

## (参考 2) 先進事例の調整内容

### あきる野市(平成 7 年 9 月 1 日新設合併)

2 市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

### 篠山市(平成 11 年 4 月 1 日新設合併)

篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。

給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

### 西東京市(平成 13 年 1 月 21 日新設合併)

2 市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

### さいたま市(平成 13 年 5 月 1 日新設合併)

一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

東かがわ市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一する。

職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一する。

職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

あさぎり町(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

静岡市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

両市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

宗像市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

2 市町の一般職の職員については、合併特例法第 9 条第 1 項の規定に基づき、引き続き新市の職員として身分を保有するものとする。



大崎上島町(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

一般職の職員は、すべて新町の一般職の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、計画的に類似団体の規模に近づけるものとする。

新町における職名、職階、給与制度については、国、他の自治体の例を参考に、合併時まで調整し、統一する。

南アルプス市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

6 町村の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

周南市(平成 15 年 4 月 21 日新設合併(予定))

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

大島郡合併協議会

久賀町、大島町、東和町及び橘町の一般職の職員である者は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

合併後の職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名及び職階については、合併時に調整する。

現職員については、現給を保障する。

特別職の職員の身分の取扱いについて(協定項目 11)

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

特別職の職員（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料の額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- 3 その他の条例で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、委員等の数、任期、報酬の額について合併時に調整する。

平成 15 年 月 日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

協議事項	1 1 特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>特別職の職員（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料の額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。</p> <p>2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。</p> <p>3 その他の条例で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、委員等の数、任期、報酬の額について合併時に調整する。</p>		

現況	調整の具体的内容
別添のとおり	<p>1 <b>三役（市長、助役、収入役）・教育長</b> 市長のほか、特別職として、助役、収入役、教育長を置き、任期は、各法令の定めるところによる。給料の額は、現行の額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。</p> <p>2 <b>議会議員</b> 定数・任期の取扱い及び報酬は、協定項目7で別に協議する。</p> <p>3 <b>行政委員会委員</b> 法律に基づく執行機関である各種行政委員会のうち、教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の数及び任期は、各法令の定めるところにより、報酬は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に調整する。 なお、農業委員会委員に関しては、協定項目8で、別に協議する。</p> <p>4 <b>その他の特別職</b> 新市において引き続き設置する必要があるものは、委員数、任期、報酬について合併時に調整する。</p>

# 1市3町の三役・教育長・行政委員会委員の報酬等の状況

平成14年4月1日現在

区分	適用	長門市		三隅町		日置町		油谷町	
市町長	報酬	870,000		721,000		710,000		735,000	
助役		695,000		587,000		579,000		587,000	
収入役		610,000		-		-		543,000	
教育長		610,000		543,000		535,000		543,000	
	期末手当	6月	1.45 /100	6月	1.45 /100	6月	1.45 /100	6月	1.45 /100
		12月	1.55 /100	12月	1.55 /100	12月	1.55 /100	12月	1.55 /100
		3月	0.55 /100	3月	0.55 /100	3月	0.55 /100	3月	0.55 /100
		役職加算	20 %	役職加算	20 %	役職加算	20 %	役職加算	20 %
監査委員(識見者)	報酬	1人	150,000	1人	年額 180,000	1人	年額 180,000	1人	年額 200,000
" (議会選出)		1人	42,000	1人	年額 120,000	1人	年額 120,000	1人	年額 145,000
教育委員(委員長)		1人	54,000	1人	年額 160,000	1人	年額 160,000	1人	年額 180,000
" (委員)		3人	46,000	3人	年額 140,000	3人	年額 140,000	3人	年額 145,000
選挙管理委員(委員長)		1人	36,000	1人	年額 60,000	1人	年額 60,000	1人	年額 91,000
" (委員)		3人	28,000	3人	年額 52,000	3人	年額 52,000	3人	年額 83,000
" (臨時補充委員)		人	日額 5,300		-		-		-
固定資産評価審査委員(委員長)			-		-		-	1人	日額 4,700
" (委員)		3人	日額 5,300	3人	年額 6,800	3人	年額 6,700	2人	日額 4,400

- 1 金額の欄に表示のないものは月額を示す。
- 2 議会議員及び農業委員会委員は、他の項目で協議することから、表中に記載していない。

# 1市3町の各種審議会委員等の状況

平成14年4月1日現在 (単位:円)

区 分		長門市		三隅町		日置町		油谷町					
1	総合計画審議会委員	25人	日額	5,300									
2	非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び審査会の委員	認定5人 審査3人	日額	5,300									
3	特別職報酬等審議会委員	7人	日額	5,300	5人	日額	6,200	5人	日額	4,700			
4	選挙長、開票管理者	選挙1回 1人	選挙1回につき	10,700	1人	別に町長が 定める額	7,000	1人	日額	7,000	1人	日額	7,000
5	投票管理者、同職務代理者	1投票所 各1人	選挙1回につき	12,700	9人 9人		9,700	4人 4人	日額	9,700	16人 16人	日額	9,700
6	選挙立会人、開票立会人	10人	選挙1回につき	8,900	10人		6,700	10人	日額	6,700	10人	日額	6,700
7	投票立会人	1投票所 2人	選挙1回につき	10,800	18人		9,200	8人	日額	9,200	32人	日額	9,200
8	国民健康保険運営協議会(会長) " (委員)	12人	日額	5,300	1人 5人	年額 年額	7,700 7,100	9人	年額	7,200	12人	日額	4,700
9	都市計画審議会委員	15人	日額	5,300									
10	土地区画整理審議会委員	10~50人	日額	5,300									
11	地籍調査推進員	定数不定	日額	5,300									
12	特別土地保有税審議会委員	5人	日額	5,300	5人	日額	2,200						
13	旅館建築審査会委員	6人	日額	5,300									
14	公共下水道事業審議会委員	10人	日額	5,300									
15	湯本温泉保護開発委員会委員	13人	日額	5,300									
16	観光基本計画審議会委員	20人	日額	5,300									
17	水資源調査対策委員会委員	16人	日額	5,300									
18	環境審議会委員	18人	日額	5,300									
19	公民館運営審議会委員	各公民館 10人	日額	5,300	20人	日額	6,300			10人	日額	4,400	
20	文化財保護審議会委員	10人	日額	5,300				5人	年額	6,200	5人	日額	4,400
21	図書館協議会委員	8人	日額	5,300									
22	教育、文化及び体育振興奨励賞 選考委員会委員	10人	日額	5,300									
23	社会教育委員	15人	日額	5,300	20人	日額	6,300	13人	年額	6,200	10人	日額	4,400
24	体育指導委員	15人	日額	5,300	15人	年額	48,000	10人	年額	37,000	15人	日額	4,700
25	家庭児童相談員	1人	月額	108,200									
26	児童クラブ指導員	1施設2人	月額	100,050									
27	小作料協議会委員	15人	日額	5,300									
28	農業振興協議会委員	25人	日額	5,300									
29	民生委員推薦会委員	14人	日額	5,300	-	日額	2,200						
30	介護認定審査会委員	20人	日額	13,800	6人	日額	13,800	7人	日額	13,800	6人	日額	13,800
31	高齢者保健福祉推進協議会委員	25人	日額	5,300									
32	男女共同参画審議会委員	15人	日額	5,300									
33	ケーブルテレビ放送施設管理運 営委員会委員	9人以上	日額	5,300									
34	ケーブルテレビ放送番組審議 会委員	7人以上	日額	5,300									
35	青少年問題協議会委員	25人	日額	5,300									
36	住宅入居者選考委員会委員	10人	日額	5,300									
37	防災会議委員	25人	日額	5,300									
38	水防協議会委員	25人	日額	5,300									
39	就学指導委員(専門医)	3人	日額	11,500									
40	就学指導委員(委員)	12人	日額	5,300									
41	情報公開審査会委員	5人	日額	5,300	5人	日額	2,200						
42	広報委員				-	日額	2,200						
43	文化財専門委員(文化財保護 協力員)		日額	5,000	7人	年額	39,000						
44	明るい選挙推進協議会委員				若干名	日額	2,200						
45	同和福祉援護資金運営委員				-	日額	2,200						

区 分		長門市		三隅町		日置町		油谷町	
46	同和対策推進協議会委員(同和教育推進委員)	日額	5,000	12人	日額	2,200			
47	農業近代化資金審査委員			3人	日額	2,200			
48	漁業近代化資金審査委員			3人	日額	2,200			
49	給食センター運営委員(給食検討協議議会)	日額	5,000	20人	日額	2,200			
50	給食センター監査委員			2人	日額	2,200			
51	特別土地保有税審議会委員			5人	日額	2,200			
52	就学指導委員			-	日額	2,200			
53	総合開発計画審議会委員			-	日額	2,200			
54	教育施設整備協議会委員			-	日額	2,200			
55	美術館運営委員			10人	日額	2,200			
56	ふれあいセンター運営委員			-	日額	2,200			
57	村田清風記念館運営協議会委員			6人	日額	2,200			
58	有線テレビ放送センター管理運営委員			-	日額	2,200			
59	有線テレビ放送センター番組審議会委員			-	日額	2,200			
60	総合運動公園運営協議会委員			10人	日額	2,200			
61	改善センター運営委員						10人	年額	6,200
62	漁村センター運営委員						9人	年額	6,200
63	活性化交流センター運営委員						7人	年額	6,200
64	吏員懲戒審査委員会委員						3人	日額	6,200
65	小学校教育振興審議会委員								26人 日額 4,400
66	人権教育推進委員								10人 日額 4,400
67	その他の委員	-	日額 5,300		日額 2,200				日額 2,200
68	市(町)有林管理人	-	年額 25,500	10人	年額 38,000	7人	年額 37,000	12人	年額 1人当たり平均 40,000
69	官行造林管理人	-	年額 25,500						
70	公民館長	4人	月額 138,500						
71	図書館長	1人	月額 138,500						
72	くじら資料館長	1人	月額 138,500						
73	社会教育指導員	若干名	月額 82,500	-	月額 80,000		月額 80,000	3人	月額 任命権者が町長の承認を得て定めた額
74	社会体育指導員(社会体育推進委員)	若干名	月額 116,500	21人	日額 2,200	1人			
75	文化財保護指導員	若干名	月額 116,500						
76	交通(安全)指導員	-	月額 13,000	8人	年額 72,000	4人	年額 60,000	4人	年額 62,000
77	生活保護嘱託医(一般)	-	月額 90,000						
78	生活保護嘱託医(精神)	-	月額 14,500						
79	保育園(所)嘱託医(園医)	1所1名	施設収容人員 100人未満 69,000 100人以上 82,000	-	年額 46,000 園児1人につき 130	2人	年額 1園当たり 44,000~47,000	4人	年額 1保育所当たり 67,000
80	保育園(所)歯科医	1所1名	施設収容人員 100人未満 69,000 100人以上 82,000	-	年額 46,000 園児1人につき 130	2人	年額 1園当たり 42,000~44,000	4人	年額 1保育所当たり 67,000
81	幼稚園嘱託医			-	年額 46,000 園児1人につき 130				
82	幼稚園歯科医			-	年額 46,000 園児1人につき 130				
83	幼稚園薬剤師			-	年額 17,500				
84	町医			-	年額 64,000			4人	年額 62,000

区分	長門市		三隅町		日置町		油谷町		
	年額	1校 193,000 児童生徒1人につき(複数 配置校については半額) 200	年額	1校 124,000 児童生徒1人につき 130	年額	基本額 124,000 生徒1人当たり 130	年額	1校当たり 124,000 児童生徒1人当たり 140	
85 学校医			-		2人		4人		
86 学校歯科医			-		2人		4人		
87 耳鼻咽喉科医			-						
88 眼科医			-		1人				
89 学校薬剤師	年額	1校 93,500	-	1校 34,000	1人	年額	1校当たり 28,000 ~ 29,000	3人 年額	1校当たり 28,000
90 嘱託員			31人	年額				7人 月額	任命権者が町長の承認を得て定めた額
91 自治会長					31人	年額	基本額 67,000 1世帯当り 1,500	65人 年額	基本額 76,000 1世帯当り 1,400
92 農業連絡員			37人	年額					
93 宗頭文化センター所長 給食センター所長 美術館長 村田清風記念館長 ふれあいセンター所長 徴収嘱託員			1人 1人 1人 1人 1人 -	月額					
94 外国語指導助手		月額	300,000	-	月額	300,000		1人 月額	300,000
95 非常勤講師						1時間当たり 2,640			
96 その他の非常勤職員		年額	任命権者が市長の承認 を得て定めた額						

委員数は、条例等に定める定数を記載(定数の定め方が以内の場合は、上限数を記載)。

他市（県内及び類似団体）における特別職職員（三役・教育長・行政委員会委員）の報酬等の状況

平成15年1月1日現在

（単位：円）

市名等	人口(人) (H12国調)	市町長	助役	収入役	教育長	監査委員 (識見者)	監査委員 (議会選出)	教育委員 (委員長)	教育委員	選挙管理委員 (委員長)	選挙管理委員	固定資産評価 審査委員	備考
下関市	252,389	1,035,500	840,750	732,000	707,750	100,000	46,000	134,000	115,000	57,000	45,000	7,800	
宇部市	174,416	990,000	795,000	720,000	720,000	99,000	44,000	116,000	99,000	51,000	41,000	6,300	
山口市	140,447	960,000	785,000	685,000	690,000	247,500	37,300	105,600	88,000	52,800	46,600	6,700	
萩市	46,004	860,000	680,000	620,000	620,000	160,000	38,000	63,000	54,000	54,000	44,000	5,000	
徳山市	104,672	873,000	711,000	621,000	621,000	585,000 *	38,000	81,000	65,000	47,000	39,000	5,900	
防府市	117,724	960,000	785,000	685,000	685,000	577,000 *	43,000	93,000	79,000	47,000	42,000	6,100	
下松市	53,101	841,500	737,200	649,900	649,900	171,000	34,500	73,000	62,500	36,000	31,000	5,500	
岩国市	105,762	868,500	706,500	616,500	616,500	100,000	40,000	93,000	79,000	50,000	46,000	6,400	
小野田市	45,085	909,000	740,000	655,000	655,000	180,000	39,000	74,000	64,000	40,000	35,500	5,300	
光市	46,422	910,000	745,000	660,000	660,000	170,000	38,000	77,000	67,000	38,000	33,000	5,400	
柳井市	33,597	870,000	685,000	615,000	615,000	106,000	44,000	77,000	66,000	44,000	35,000	5,100	
美祢市	18,638	820,000	656,000	574,000	574,000	79,000	35,000	51,000	46,000	32,000	25,000	5,000	
新南陽市	32,153	819,000	666,000	585,000	585,000	194,000 *	33,500	69,000	59,000	36,000	29,500	6,000	
類似団体 (都市 - 1)	35,000以上 55,000未満	846,600	683,000	616,300	604,100	380,500							黒石市・五所川原市・旭市 ・篠山市・大田市・宇土市 ・小林市・出水市

(注) 1 \*の金額は常勤委員の報酬

2 類似団体の額は、(財)地方財務協会「類似団体別財政指数表」(平成14年3月作成...平成12年度決算が反映)の類型「都市 - 1」に属する8市の平均額。  
なお、監査委員(議会選出)以下の額は掲載されていない。

(参考 類似団体の類型(都市))

・人口	35,000人未満	0
	35,000～55,000人	
	55,000～80,000人	
	80,000～130,000人	
	130,000～230,000人	
	230,000～430,000人	
・産業構造	第二次、第三次産業就業人口比率95%以上...第三次人口65%以上	5
	...第三次人口65%未満	4
	第二次、第三次産業就業人口比率85%～95%...第三次人口55%以上	3
	...第三次人口55%未満	2
第二次、第三次産業就業人口比率85%未満...第三次人口50%以上	1	
...第三次人口50%未満	0	

	人口 (人)	第一次産業 人口比率	第二次産業 人口比率	第三次産業 人口比率	第二次+第三次 人口比率
長門市	24,092	12.3%	26.3%	61.4%	87.7%
三隅町	6,419	18.3%	26.5%	55.2%	81.7%
日置町	4,668	24.7%	22.3%	52.4%	74.7%
油谷町	8,294	31.0%	25.9%	43.1%	69.0%
計	43,473	18.0%	25.8%	56.1%	81.9%

人口は、平成12年国勢調査による。



## 市町村合併に伴う特別職の身分の取扱いの概要

( 議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く )

### (1) 市町村長

新設合併の場合、所属する市町村が消滅するので、合併関係市町村の長は、市町村の廃置分合による新市の設置の日（合併の日）の前日に失職することとなり、市町村の設置による長の選挙（設置選挙）が、合併の日から、50日以内に行われ、新市長が選任される。

そこで、長が選挙されるまでの間は、合併関係市町村の長であった者の中から、協議により定められた者が、合併市町村長職務執行者となり、職務を行うこととする調整措置が設けられている。合併市町村長職務執行者を選任するための協議は、合併の日までに、協議書を作成しておくことが適当である。また、合併市町村長職務執行者は、地方公共団体の公務員であるため、公職選挙法第89条第1項の規定により現職のまま市町村長設置選挙に立候補できないので、立候補する場合は、辞職することとなる。

### (2) 助役・収入役

新設合併の場合、合併関係市町村の助役・収入役は、合併の日の前日に失職することとなる。助役・収入役は、合併市町村長職務執行者が選任することができない（長の職務代理者が助役・収入役を選任できない（昭和30年9月2日行政実例）のと同様）ので、新市町村長が選挙されてから、議会の同意を得て、助役や収入役を選任することとなる。ただし、収入役については、地方自治法第170条第3項、第5項、第6項において、収入役が欠けたときは必ずその職務を代理する者を置くこととなっているので、合併の日に、合併市町村長の職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、収入役職務代理者が収入役の職務を代理することとなる。

#### 補助機関の設置方法の規定

##### 助 役

新市の首長が選挙され、かつ、議会が正式に発足してから、議会の同意を得て助役を選任することが適当である。

##### 収入役

収入役が欠けた場合は、必ずその職務を代理することが、地方自治法第170条第3項から第6項までに規定されており、新市発足と同時に、市長職務執行者が、収入役職務代理者を選任することが必要となる。

### (3) 教育長

市町村の教育長は、一般職に属する地方公務員とされている（昭和26年3月13日行政実例）が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第4条第1項、第16条第2項に基づき、議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分も併せ持つことから、合併特例法第9条の一般職職員の身分保障規定の適用はないものと考えられており、合併の日の前日に失職することとなる。したがって、先進事例においても、特別職と同様の取扱いを行っている。

なお、最初の教育長は、教育委員会委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、地教行法施行令第18条第1項に基づき、合併市町村長の職務執行者によって臨時に選任された教育委員会委員の互選によって決められることとなる（地教行法施行令第19条）。

#### 用語の説明

「合併関係市町村」 --- 合併前の旧市町村

「合併市町村」 --- 合併後の新市町村

(表1) 三役及び教育長に関する合併後の例

市町村名	合併方式	旧市町村名	旧役職	取扱い	備考	
あきる野市 (H7.9.1 合併)	新設	秋川市	市長	退職		
			助役	助役		
			収入役	第3セクター社長		
			教育長	教育長		
		五日市町	町長	市長		
			助役	収入役		
			収入役	退職		
		教育長	退職			
篠山市 (H11.4.1 合併)	新設	篠山町	町長	市長	市長選挙立候補	
			助役	退職	市議会議員選挙立候補	
			収入役	助役	助役2名制	
			教育長	退職		
		西紀町	町長	退職	市相談役(名誉職)	
			助役	企業管理者	条例改正により就任	
			収入役	退職		
			教育長	退職		
		丹南町	町長	退職	市相談役(名誉職)	
			助役	退職	市議会議員選挙立候補	
			収入役	収入役		
			教育長	-	合併前は西紀町と共同設置	
		今田町	町長	助役	助役2名制	
助役	退職					
収入役	-		合併前は助役が兼務			
教育長	退職					
西東京市 (H13.1.21 合併)	新設	田無市	市長	退職	市長選挙立候補、旧保谷市長が当選し、旧田無市関係者は退職	
			助役	退職		
			収入役	退職		
			教育長	退職		
		保谷市	市長	市長		
			助役	東京都に帰任		
			収入役	退職	後任を旧田無市職員から選任	
			教育長	教育長		
さいたま市 (H13.5.1 合併)	新設	浦和市	市長	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選挙は、旧浦和市長、旧大宮市長等5名が立候補</li> <li>・新市助役は、旧大宮市職員、総務省派遣、国土交通省から派遣の3名</li> <li>・収入役は、旧与野市職員、教育長は、旧浦和市長職員から選任</li> </ul>	
			助役	退職		
			収入役	退職		
			教育長	退職		
		大宮市	市長	県3セク役員		
			助役	市3セク理事		
			収入役	退職		
			教育長	退職		
		与野市	市長	県3セク役員		
			助役	県に帰任		
			収入役	退職		
			教育長	退職		

#### (4) 行政委員会委員

地方自治法第 180 条の 5 で、市町村の執行機関として法律で設置を義務付けられている委員会及び委員は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、人事委員会(公平委員会)であるが、これらの委員は、特別職の職員であり、新設合併により、その身分を失うこととなる。

このため、合併後新たに選任又は選挙されることとなるが、職務の継続性が求められることなどから、教育委員会の最初の委員、議会において選挙される間の選挙管理委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員に限っては、新しい市町村長の就任を待たず、合併時に、臨時的な特別選任手続きを要することとされており、一定期間、その職務を行う。

#### 〔行政委員会委員の身分の取扱い〕

区 分	内 容
教育委員会	<p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 18 条、19 条、20 条】</p> <p>合併関係市町村の委員は、合併の日の前日に失職する。 失職した委員の中から、合併市町村長職務執行者が、臨時に選任する。ただし、選任可能な者の数が、定数に満たないときは、その不足する数の委員を市町村長の被選挙権を有する者の中から、選任する。</p> <p>選任された委員の任期は、設置後最初に行われる市町村長選挙後最初に招集される議会の会期の末日までである。 教育長は、選任された委員の互選により当該委員のうちから定めた者(委員長に選任された委員を除く。)を、市町村長が、議会の同意を得て任命する。 最初に招集すべき教育委員会の会議は、合併市町村長職務執行者が招集する。</p>
選挙管理委員会	<p>【地方自治法施行令第 4 条】</p> <p>合併関係市町村の委員は、合併の日の前日に失職する。 合併市町村の議会において選挙されるまでの間、従来それぞれの合併関係市町村の選挙管理委員会委員であった者の互選により定めた者が、暫定的に選挙管理委員会の職務を行うこととされている。 なお、合併市町村長職務執行者は、あらかじめ互選を行う場所及び日時について関係人に通知する。 任期は、設置後最初に行われる市町村長選挙後最初に招集される議会で委員が選挙されるまでの間となる。 なお、選挙管理委員会委員である者又は選挙管理委員会委員であった者が定数に満たないとき、選挙管理委員会委員であった者がいないときは、合併市町村長職務執行者が、その不足数について選挙管理委員会委員の補充員である者又は補充員であった者の中から選任して、暫定の選挙管理委員会に充てることとしている。</p>

<p>固定資産評価 審査委員会</p>	<p>【地方税法第 423 条】</p> <p>合併関係市町村の委員は、合併の日の前日に失職する。 委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、合併市町村長が議会の同意を得て選任するが、合併した場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 合併市町村長が選挙されるまでの間は、職務執行者は、従来の委員であった者の中から選任した者を委員に充てることができる。(選任する場合は、条例で定められた 3 人以上の定数)</li> <li>- 2 設置後最初に招集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間は、市町村長は、従来の委員であった者の中から選任した者を委員に充てることができる。(選任する場合は、条例で定められた 3 人以上の定数)</li> </ul> <p>委員数は、3 人以上とし新市において条例で定める。</p>
<p>監査委員</p>	<p>【地方自治法第 195 条、196 条、197 条】</p> <p>合併関係市町村の委員は、合併の日の前日に失職する。 合併市町村長が議会の同意を得て、優れた識見を有する者及び議員の中から選任する。 監査委員の選任行為は、職の性質上、代理になじまないため、合併市町村長職務執行者は、委員の選任をすることができず、上記委員のような特別選任手続きの規定がない。 任期満了後、後任者が選任されるまでの間は、任期後の監査委員がその職務を行うことを妨げない(197 条)という規定があるが、市町村の設置があったときは適用はないものとされているので、市町村長の就任後、監査委員が選任されるまでの間は、監査委員が置かれていない状態となる。 定数は、市にあっては、条例の定めにより、3 人又は 2 人とされている。</p>

- 1 農業委員会の取扱いは、協定項目 8 で協議することとしており、記載省略。
- 2 人事委員会(公平委員会)は、当地域の各市町では設置をしていない(「山口県市町村公平委員会」を県内他市町村とにより共同設置)ことから記載省略。

(表2) 行政委員会の概要

事項 種類	法令の根拠	設置団体	権 限	組織（委員会の身分的取扱い等）			
				委員数	選任の方法	任期	直接請求
教育委員会	地方自治法 § 180の8 地教行法 § 2～15	都道府県 市町村	教育機関の管理、教職員の任免、学校の組織編成等、教育・学術・文化に関する事務の管理執行	5人(条例により、都道府県・指定都市は6人、町村は3人にする可 能)	議会の同意を得て長が任命	4年	解職請求 (地教行法8)
選挙管理委員会	地方自治法 § 181～194	都道府県 市町村	選挙に関する事務、これに関係のある事務の管理	4人	議会において選挙	4年	解職請求 (法86)
監査委員	地方自治法 § 195～202、 § 252の32、33、 35、36、38～44	都道府県 市町村	財務に関する事務の執行・経営にかかる事務の管理・一般行政事務の執行に関する監査の実施・外部監査契約に基づく監査に関する事務	都道府県・25万 市4人、市3～2 人、町村2人	議会の同意を得て長が選任	識見を有する者 --4年 議員-- 議員の任期(4年)	解職請求 (法86)
固定資産評価審査委員会	地方自治法 § 202の2 地税法 § 423～434	市町村	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	3人以上	議会の同意を得て長が選任	3年	なし
(参考) 人事委員会(公平委員会)	地方自治法 § 202の2 地公法 § 7～12	・人事委員会 都道府県・指定都市 (人口15万以上の市 ・特別区は人事・公平 の選択設置) ・公平委員会 市(人口15万未満・ 人口15万以上は人 事と選択)町村	・人事委員会 人事行政に関する調査・研究・企画・立案・勧告・試験・選考等、勤務条件に関する措置要求・不利益処分にかかる審査 ・公平委員会 勤務条件に関する措置要求・不利益処分にかかる審査	3人  他の地方公共団体に委託して事務を処理させることができる。	議会の同意を得て長が選任	4年	なし

## (参考1) 特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村長）

第139条 《略》

市町村に市町村長を置く。

（長の任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

《略》

（副知事・助役の設置及びその定数）

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

（出納長・収入役及び副出納長・副収入役）

第168条 都道府県に出納長を置く。

市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

（第4項から第8項 省略）

(選挙管理委員会の設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以ってこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

(第3項～第8項は記載省略)

(選挙管理委員の任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

(第2項～第4項は記載省略)

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

(第2項、第3項、第5項は記載省略)

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(その他委員会の職務権限等)

第202条の2 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

(第3項～第5項は記載省略)

(報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。

第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。



## 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）

（長の職務を暫定的に行う者）

第 1 条の 2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域に属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第 152 条又は第 252 条の 17 の 8 第 1 項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては自治大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職を行うべき者を定めなければならない。

第 1 項の場合において関係地方公共団体が 1 であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

（暫定的選挙管理委員）

第 4 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がいないときは、第 1 条の 2 の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者（これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第 1 条の 2 の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。（監査委員の定数 4 人の市）

（監査委員）

第 140 条の 2 地方自治法第 195 条第 2 項に規定する政令で定める市は、人口 25 万以上の市とする。

## 地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）

（一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。

一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職第 7 条 都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第 7 条 都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）15 万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

人口 15 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

## 公職選挙法(昭和 25 年 法律第 100 号)

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第 33 条 （第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項は記載省略）

市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

## 地方公営企業法(昭和27年 法律第292号)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 1 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 2 工業用水道事業
- 3 軌道事業
- 4 自動車運送事業
- 5 鉄道事業
- 6 電気事業
- 7 ガス事業

(第2項、第3項は記載省略)

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。《以下略》

(管理者の選任及び身分取扱い)

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

(第2項、第3項、第7項~第11項は記載省略)

管理者の任期は、4年とする。

管理者は、再任されることができる。

管理者は、常勤とする。

(管理者の地位及び権限)

第8条 《略》

第7条ただし書きにより管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員を持って組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあっては3人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項、第3項は記載省略)

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。

(教育長)

第16条 教育委員会は、教育長を置く。

教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

教育長は、委員として任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。

教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年 政令第 221 号)

### (最初の委員の選任等)

第 18 条 市町村の設置があった場合においては、法第 4 条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第 1 条の 2 の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

前項の規定により選任された委員は、法第 5 条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

新たに設置された市町村において、第 1 項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初の招集すべき教育委員会の会議は、法第 13 条の第 1 項の規定にかかわらず、市町村職務執行者が招集する。

### (最初の教育長の互選)

第 19 条 市町村の設置があった場合においては、法第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、最初に法第 4 条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第 1 項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第 12 条第 1 項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。

### (最初に任命される委員の任期)

第 20 条 市町村の設置後最初に法第 4 条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第 5 条の規定にかかわらず、その定数が 5 人の場合にあっては、2 人は 4 年、1 人は 3 年、1 人は 2 年、1 人は 1 年とし、その定数が 3 人の場合にあっては、1 人は 4 年、1 人は 3 年、1 人は 2 年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

## 教育公務員特例法(昭和 24 年 法律第 1 号)

### (教育長の給与等)

第 17 条 教育長については、地方公務員法第 22 条から第 25 条まで（条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

地方税法(昭和 25 年 法律第 226 号)

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 423 条 固定資産税課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。

固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

固定資産評価委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域に属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

(第 4 項、第 5 項、第 7 項は記載省略)

## (参考 2) 先進事例の調整内容

### ひたちなか市（平成 6 年 11 月 1 日新設合併）

2 市の特別職の身分の取扱いについては、2 市の長が別に協議して定めるものとする。

### あきる野市（平成 7 年 9 月 1 日新設合併）

特別職の身分の取扱いについては、2 市町の長が別に協議して定めるものとする。

### 篠山市（平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

新市の職務執行者については、4 町の長が別に協議して定めるものとする。  
行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

### 西東京市（平成 13 年 1 月 21 日新設合併）

市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。

ア 任期は、各法令の定めるところによる。

イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。

報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。

ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

### さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日新設合併）

3 市の特別職の身分の取扱いについては、3 市の長が別に協議して定めるものとする。

#### 東かがわ市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。

#### あさぎり町(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

特別職の職員については、その設置、人数、任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新町において新たに設置する。

報酬等については、5町村の町が関係機関と協議して合併までに調整する。

#### 静岡市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

基本的には、失職するものとし、新市発足後の暫定的な取扱いについては、法令の規定のとおりとする。

#### 宗像市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

両市町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。



#### 大崎上島町(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給与月額は、現行金額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。

町議会議員及び農業委員会委員の報酬の額は、同規模の自治体の例などをもとに調整する。

教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。

その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものについては、その必要性を判断して、合併時まで調整する。委員数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。

#### 南アルプス市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

特別職（各種行政委員会の委員を含む）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いについては、法令等に定めがあるものを除き、任意に設置するものについて新市において必要に応じてその都度協議して設置する。

#### 周南市(平成 15 年 4 月 21 日新設合併(予定))

2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについては、市町・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。

2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において、新たに選任する。

#### 対馬市(平成 16 年 3 月 1 日新設合併(予定))

特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

地方公務員法第3条第3項第1号の特別職---の任期等は、法令の定めるところによる。報酬の額は、同規模の市町村の例をもとに、合併時に調整する。

同項第2号の特別職（公職選挙法関係を除く）---新市において引き続き設置する必要のあるものは、合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧町の例による。

同号の特別職（公職選挙法関係）--- 現行の取扱いのとおり。

同項第3号の特別職---合併時に調整する。ただし、平成15年度の報酬額については、それぞれ旧町の例による。

その他の特別職---新市において引き続き設置する必要のあるものは、合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧町の例による。

慣行の取扱いについて(協定項目19)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章及び市旗については、新市において制定するものとする。
- 2 市民憲章、市の花・木及び市歌については、新市において調整するものとする。
- 3 各種宣言については、新市において調整するものとする。
- 4 名誉市民表彰、市表彰及び職員表彰については、合併時において新たに制度等を創設するものとする。ただし、すでにその称号を贈られている各名誉町民については、これを新市に引き継ぐものとする。

平成15年 月 日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

協議事項	19 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 市章及び市旗については、新市において制定するものとする。</p> <p>2 市民憲章、市の花・木及び市歌については、新市において調整するものとする。</p> <p>3 各種宣言については、新市において調整するものとする。</p> <p>4 名誉市民表彰、市表彰及び職員表彰については、合併時において新たに制度等を創設するものとする。ただし、すでにその称号を贈られている各名誉町民については、これを新市に引き継ぐものとする。</p>	

現 況				調整の具体的内容
長門市	三隅町	日置町	油谷町	
<p><b>市章</b> (昭和29年7月27日)</p>  <p><b>市旗</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色 地：セルリアンブルー 旗章：白</li> <li>寸法 縦の長さ：横の長さの3分の2</li> <li>旗章 外円の径は縦の長さの5分の3、市章の中心を旗の中心とし、寸法図の比率率により作図</li> </ul>	<p><b>町章</b> (昭和17年11月3日)</p>  <p><b>町旗</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色 地：白 旗章：紫紺</li> <li>寸法 縦の長さ：横の長さの3分の2</li> <li>旗章 外円の径は縦の長さの5分の3、町章の中心を旗の中心とし、寸法図の比率率により作図</li> </ul>	<p><b>町章</b> (昭和40年4月1日)</p>  <p><b>町旗</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色 地：朱緋(あけ) 旗章：白</li> <li>寸法 縦の長さ：横の長さの3分の2</li> <li>旗章 外円の径は縦の長さの5分の3、町章の中心を旗の中心とし、寸法図の比率率により作図</li> </ul>	<p><b>町章</b> (昭和39年5月1日)</p>  <p><b>町旗</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色 地：エンジ 旗章：白</li> <li>寸法 縦の長さ：横の長さの3分の2</li> <li>旗章 外円の径は縦の長さの5分の3、町章の中心を旗の中心とし、寸法図の比率率により作図</li> </ul>	<p>新市に移行後、制定する。(合併後1年)</p> <p>新市に移行後、制定する。(合併後1年)</p>

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の調整内容

協議事項	19 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況				調整の具体的内容
長門市	三隅町	日置町	油谷町	
<p><b>市民憲章</b>（昭和49年3月23日）</p> <p>1 青い海 みどりと太陽につつまれた美しいまちをつくりましょう</p> <p>1 子どもの夢をそだて みんなのためのしあわせなまちをつくりましょう</p> <p>1 スポーツに親しみ 文化をたかめ健康なまちをつくりましょう</p> <p>1 たがいに親切で きまりを守る 明るいまちをつくりましょう</p> <p>1 たのしく働き 暮らしの豊かな伸びゆくまちをつくりましょう</p>	<p><b>町民憲章</b>（昭和57年11月3日）</p> <p>私たちは三隅町民です 郷土のすぐれた伝統や文化を受けつぎ互いに助けあいより明るく住みよい町づくりをめざして次のことを誓います</p> <p>1 いのちを大切にし健康の増進に努めます</p> <p>1 自然を愛し環境を美しくします</p> <p>1 温かい家庭をきずき若い力を育てます</p> <p>1 人に迷惑をかけず責任をもって行動します</p> <p>1 働くことの喜びを知り生きがいを求めてはげみます</p>	<p><b>町民憲章</b>（昭和63年11月13日）</p> <p>わたくしたちの日置町は、緑の野山と青い海にいだかれ、すぐれた伝統と文化に恵まれています。 わたくしたちは、このまちの町民であることを誇りとし、より明るく住みよいまちにするために、この憲章を定めます。</p> <p>1 わたくしたちは、自然を愛し、心のなごむ美しいまちを育てます。 ・水は清く、花や緑にあふれた環境をととのえましょう。</p> <p>1 わたくしたちは、ふれあいをひろげ、心のかよう温かいまちをつくります。 ・あいさつは明るく、ことばは優しく、お互いに善意を大切にしましょう。</p> <p>1 わたくしたちは、からだをきたえ、心のはずむ伸びゆくまちを築きます。 ・健康に努め、生産にはげみ、文化を高めてまちの発展を図りましょう。</p>	<p><b>町民憲章</b>（昭和59年11月3日）</p> <p>私たちは、先人の築いた、すぐれた伝統と文化をもつ郷土に誇りをもち、あたたかい心のふれあう、明るく住みよい町づくりをめざして、この憲章を定めます。</p> <p>自然を愛し、環境を整え、町を美しくします。</p> <p>互いに助けあい、思いやりと、心のふれあいを大切にします。</p> <p>ひとに迷惑をかけず、きまりを守り、言動に責任をもちます。</p> <p>勤労を尊び、仕事に誇りをもって励みます。</p> <p>心身ともに健康で、明るい家庭をつくります。</p>	<p>新市に移行後、調整する。（合併後1年）</p>

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の調整内容

協議事項	19 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況				調整の具体的内容
長門市	三隅町	日置町	油谷町	
<b>市の花、市の木、市の花木</b> (昭和48年11月20日)  ・市の花： ガーベラ ・市の木： クロマツ ・市の花木： さざんか  <b>市歌</b> (昭和48年5月1日) ・長門市民の歌 ・長州長門ぶし  <b>宣言</b> 都市宣言 「青い海、緑と太陽の街」 (昭和45年12月19日) 交通安全都市宣言 (昭和37年3月28日) まちづくり宣言 「市民が誇れるまちづくり 豊かな自然 確かな創造 未来を拓くまち」 (平成6年3月10日)	<b>町の花、町の木</b> (平成4年11月)  ・町の花： エビネ、 サツキ ・町の木： サクラ  <b>町歌</b> (昭和33年) 三隅民謡「扇山から」 「湯免小唄」  <b>宣言</b> 健康の町宣言 「健康の町」 (昭和41年5月18日)	<b>町の花、町の木</b> (昭和53年5月)  ・町の花： はまゆう ・町の木： 黒松  <b>町歌</b> (昭和63年9月) 日置町音頭  <b>宣言</b> なし	<b>町の花、町の木</b> (昭和49年11月3日)  ・町の花： つつじ ・町の木： くるまつ  <b>町歌</b> (昭和49年11月3日) ・油谷町民歌 ・油谷音頭  <b>宣言</b> なし	新市に移行後、調整する。(合併後1年)   新市に移行後、調整する。(合併後1年)   新市に移行後、調整する。(合併後1年)

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の調整内容

協議事項	19 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況				調整の具体的内容
長門市	三隅町	日置町	油谷町	
<p><b>名誉市民表彰</b> 該当なし</p>	<p><b>名誉町民表彰</b> 議会の同意を得て推挙。 各種礼遇措置実施。 3名（物故者3名）</p>	<p><b>名誉町民表彰</b> 該当なし</p>	<p><b>名誉町民表彰</b> 議会の同意を得て推挙。 各種礼遇措置実施。 1名（物故者1名）</p>	<p>新たに制度等を創設する。（合併時） ただし、すでにその称号を贈られている、各名誉町民については、これを、新市に引き継ぐ。</p>
<p><b>長門市表彰</b> 長門市表彰規則に基づき毎年10月に表彰</p> <p>表彰者審査委員会 なし</p>	<p><b>三隅町表彰</b> 三隅町表彰条例に基づき町記念行事の際に表彰</p> <p>表彰者審査委員会（15名以内） 町内各種団体の代表者、公募から町長が任命</p>	<p><b>日置町表彰</b> 日置町表彰条例に基づき町記念行事の際に表彰</p> <p>表彰者審査委員会 なし</p>	<p><b>油谷町表彰</b> 油谷町表彰規程に基づき毎年ふるさとまつり式典の際に表彰</p> <p>表彰者審査委員会（15名以内） 町議会議員及び町内の各種団体の代表者等から町長が任命</p>	<p>新たに制度等を創設する。（合併時）</p>
<p><b>職員表彰</b> 長門市職員表彰規程に基づき毎年10月に表彰</p>	<p><b>職員表彰</b> 該当なし</p>	<p><b>職員表彰</b> 該当なし</p>	<p><b>職員表彰</b> 該当なし</p>	<p>新たに制度等を創設する。（合併時）</p>

## (参考) 先進事例の調整内容

### 篠山市 (平成 11 年 4 月 1 日 新設合併)

町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。  
宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。  
各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。  
各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

### 西東京市 (平成 13 年 1 月 21 日 新設合併)

市章は、新市において調整する。  
市の木、花、鳥は新市において調整する。  
市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

### さいたま市 (平成 13 年 5 月 1 日 新設合併)

市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。  
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。  
市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。  
都市間交流については、新市において継続する。  
名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

### さぬき市 (平成 14 年 4 月 1 日 新設合併)

市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。  
各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。

### 久米島町 (平成 14 年 4 月 1 日 新設合併)

村章 合併後、新たに町章を定めるものとする。  
村民憲章 合併後検討機関を設け、新たに町民憲章を定めるものとする。  
村花、村木等 合併後検討機関を設け、新たに町花、町木等を選定するものとする。  
村歌・村音頭 合併後新たに町歌・町音頭を制定するものとする。  
各種宣言 仲里村の「生涯学習村づくり」宣言については、新町において調整し宣言するものとする。「非核平和村」宣言については、宣言文を統一し、宣言を行うものとする。

南部町（平成 15 年 3 月 1 日 新設合併）

町章、町民憲章、町の木、町の花、町の鳥、町歌及び宣言については、新町において調整する。

周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併(予定)）

市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。

市の花、木は、新市において調整する。

都市宣言については、新市において調整する。

五島市（平成 16 年 8 月 1 日 新設合併(予定)）

市章については、合併後に定める。

市の木・市の花、市歌、市の鳥・動物・魚、市民憲章、市民表彰、宣言関係については、合併後に調整する。

名誉市民の根拠となる制度については、合併後に制定する。ただし、すでに各市町において功績を称え、その称号を贈られている名誉市町民については、新市に引き継ぐ。



町名・字名の取扱いについて(その1)(協定項目18)

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

1市3町の字(大字・小字)の名称については、現行の名称を使用するものとする。  
なお、現行の名称に旧市町名を加えることや表記の統一等については、地域の実情  
や住民の意向に配慮して、あらためて協議する。  
また、1市3町の字(大字・小字)の区域は、現行のとおりとする。

平成15年 月 日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

協 議 事 項	18 町名・字名の取扱い(その1)	関 係 項 目	
調整の内容	<p>1市3町の字(大字・小字)の名称については、現行の名称を使用するものとする。なお、現行の名称に旧市町名を加えることや表記の統一等については、地域の実情や住民の意向に配慮して、あらためて協議する。</p> <p>また、1市3町の字(大字・小字)の区域は、現行のとおりとする。</p>		

現 況	調整の具体的内容
別添のとおり	<p>大字名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の名称を使用する。</li> <li>・旧市町名を加えることや表記の統一等については、あらためて協議する。</li> </ul> <p>小字名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一字名が多数あるが、現在も、大字により区別され特に支障がないことから、現行のとおりとする。</li> </ul> <p>大字・小字の区域 現行のとおりとする。</p>

## 町名・字名の現況

町名

1市3町とも該当なし

字名

大字数・小字数

	長門市	三隅町	日置町	油谷町
大字数	8	3	5	11
小字数	2,490	2,603	2,408	2,096

1市3町において同一又は類似の大字名

長門市	三隅町	日置町	油谷町
		蔵小田	蔵小田
		くらおだ	くらおだ

(同一)

(1市3町の大字名)

長門市	三隅町	日置町	油谷町
通	三隅上	日置上	久富
仙崎	三隅中	日置中	新別名
俵山	三隅下	日置下	河原
東深川		野田	伊上
西深川		蔵小田	蔵小田
深川湯本			津黄
渋木			後畑
真木			角山
			向津具上
			向津具下
			川尻

なお、表記上、長門市は、大字を削除している。

1市3町において同一又は類似の小字名

多数あり

(同一の例)

字名	左の字名の属する大字名
岡村	深川湯本、仙崎(長門市)、日置上、日置中(日置町)、向津具上(油谷町)
瀬戸	西深川、仙崎、俵山、渋木(長門市)、三隅上、三隅中、三隅下(三隅町)、伊上(油谷町)

(類似の例)

字名	左の字名の属する大字名
寺の前	新別名、向津具上(油谷町)
寺ノ前	日置中(日置町)、新別名、向津具上(油谷町)

## 1 市3町の「町名・字名の取扱い」についての調整上の課題

### 1 字名の表記の統一

長門市は、大字を表記していないが、3町は表記している。

(現況事例)

- ・長門市 通
- ・三隅町 大字三隅上

大字名は「大字」を含めてひとつの固有名詞であることから、合併までに統一が必要であり、地方自治法上の手続きも必要となる。

### 2 旧市町名の追加

新市の名称が、現市町名と異なった名称となった場合においては、現長門市と現油谷町、及び現日置町の一部において、旧市町名の表記がなくなることとなる。したがって、字名等に旧市町名を残すのかどうか、また、残す場合の表記の方法を検討する必要がある。

(旧市町名を残す方法)

新市名と大字名の間に入れる。

-1 全ての旧市町名を新たに入れる。

(例 -1)

市長門(大字)通(字) -----  
市三隅(町)(大字)三隅上(字) -----  
市日置(町)(大字)日置上(字) -----  
市油谷(町)(大字)久富(字) -----

-2 大字に旧市町名のあるもの(三隅上、三隅中、三隅下、日置上、日置中、日置下)を除き、旧市町名を新たに入れる。

(例 -2)

市長門(大字)通(字) -----  
市\_\_\_\_(大字)三隅上(字) -----  
市\_\_\_\_(大字)日置上(字) -----  
市日置(町)(大字)野田(字) -----  
市油谷(町)(大字)久富(字) -----

現行の大字名の頭に入れる。

大字に旧市町名のあるもの(三隅上、三隅中、三隅下、日置上、日置中、日置下)を除き、旧市町名を新たに入れる。

(例 )

市(大字)長門通(字) -----  
市(大字)\_\_\_\_三隅上(字) -----  
市(大字)\_\_\_\_日置上(字) -----  
市(大字)日置野田(字) -----  
市(大字)油谷久富(字) -----

旧市町名を、入れる場合は、合併までに調整が必要であり、変更する場合は、地方自治法上の手続きも必要となる。

- 3 同一の大字名（ 蔵小田が現日置町と現油谷町にあり ）の区別  
（ 字名等に旧市町名を入れない場合、区別するかどうかの調整が必要 ）

区別せず、統合する。

区別する。

（ 例 ）

市(大字)日置蔵小田(字)-----

市(大字)東蔵小田(字)-----

市(大字)油谷蔵小田(字)-----

市(大字)西蔵小田(字)-----

区別する場合、合併までに調整が必要であり、地方自治法上の手続きも必要となる。

## (参考 1) 町名・字名の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

- 第 260 条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
  - 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### [参考事項]

- 「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。（30.12.6 行政実例）
- 第 1 項の「字」とは、「大字」及び「小字」も含まれる。（23.8.9 行政実例）
- 議案の提案権は、市町村長のみである。
- 市町村の廃置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、自治法第 260 条の手続は不要である。（30.3.30 行政実例）  
「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第 260 条の手続が必要である。
- 地方自治法 260 条の規定では、県知事への届出及び県知事の告示により、効力が発生することとなっているが、この手続きは、平成 13 年 4 月から、市町村長へ権限が委譲されている。

#### 【手続不要の例】

郡	町		市	
郡	町大字	字 × ×	市大字	字 × ×

#### 【手続を要する例】（新たな町名を画すると解釈される。）

郡	町		市	町
郡	町大字	字 × ×	市	町 × ×
			市	町字 × ×
			市	字 × ×

## (参考 2) 町名・字名に関する変更手続に係る留意点

過去の合併事例や現在協議中の合併協議会では、そのほとんどが、町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できるかぎり従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第 260 条で「**町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合**」は、市町村長（新市長）が当該市町村議会（新市議会）の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

この手続は、「**市町村長の提案**」「**市町村議会の議決**」「**市町村長の告示**」「**効力発生**」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続に沿って行くと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後に町名・字名が変更されることになり、住民に多大な影響を及ぼすこととなってしまふ。

こうしたことから、実際の手続は、合併の日に新市長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

### 町名・字名の変更手続きの流れ（例）

時 期	事務手続き	関係法令
合 併 前 (合併の手続き)	各市町議会において廃置分合（合併）の議決	地方自治法第7条
	合併の申請書の作成・提出	地方自治法第7条
	県議会の議決	地方自治法第7条
	県知事による廃置分合の決定	地方自治法第7条
	総務大臣告示	地方自治法第7条
合 併 日	新市長職務執行者による「町・字の名称の変更」の専決処分	
	市町村長の告示（効力発生）	
新市初議会	専決処分の承認	

### (参考3) 先進事例の調整内容

#### 北上市(平成3年4月1日新設合併)

3市町村の町・字の区域は、従前のおりとする。  
名称については、和賀町においては和賀郡を北上市に、江釣市村においては和賀郡江釣市村を北上市に置き換えるものとする。なお、北上市においては簡素化の方向で検討する。

#### ひたちなか市(平成6年11月1日新設合併)

2市の町・字名は原則として現行のおりとする。ただし、同一又は類似の町・字名については、2市の長が別に協議して定めるものとする。

#### あきる野市(平成7年9月1日新設合併)

2市町の町・字の名称及び区域は、従前のおりとする。

#### 篠山市(平成11年4月1日新設合併)

4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のおりとする。

#### 西東京市(平成13年1月21日新設合併)

町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘3丁目に統合する。

#### さいたま市(平成13年5月1日新設合併)

町・字名は原則として現行のおりとする。ただし、同一の町・字名については、地域住民の意向を尊重し調整するものとする。

#### 東かがわ市(平成15年4月1日新設合併(予定))

町の名称については、大川郡引田町、同郡白鳥町及び同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称は、現行のおりとする。字の区域については、新市において調整するものとする。



あさぎり町(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。

静岡市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

両市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。  
また、両市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする。

宗像市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

町・字名は、原則として現行のとおりとする。  
ただし、同一の町・字名については、当該地域の住民の意向を尊重し検討するものとする。

大崎上島町(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

東野町については、全域を対象として「東野」という大字を新たに画する。  
また、他の 2 町の大字名については、現行の大字名から「大字」を削除し、区域は現行のとおりとする。

南アルプス市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

町名・字名の取扱いについては、次のとおりとする。  
芦安村については、大字の設定区域は現行のとおりとし、大字名の前に「芦安」を付する。  
八田村、白根町、若草町、櫛形町及び甲西町については、大字は現行のとおりとし、現町村名は付さない。  
支所、消防組織等に現町村名を付する。

周南市(平成 15 年 4 月 21 日新設合併(予定))

町・字名〔類似町や同一の通称名(小字名)を含む〕は原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し調整するものとする。

対馬市(平成 16 年 3 月 1 日新設合併(予定))

町・字の名称については、下県郡及び上県郡を「対馬市」に置き換え、大字名の前に旧町名を付す。なお、字の区域については、必要に応じ、新市において調整する。

協議第24号(次回協議事項)

行政区の取扱いについて(協定項目23)

行政区の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 1市3町の行政区(自治会)の名称及び所管区域については、原則として現行のとおりとし、必要に応じ合併時に調整する。
- 2 区長、自治会長、囑託員の取扱い及び行政区(自治会)への報酬等については、合併時に調整する。

平成15年 月 日提出

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会  
会長 松林正俊

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 3 行政区の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 1市3町の行政区（自治会）の名称及び所管区域については、原則として現行のとおりとし、必要に応じ合併時に調整する。 2 区長、自治会長、囑託員の取扱い及び行政区（自治会）への報酬等については、合併時に調整する。		

現 況				具体的な調整方針
長門市	三隅町	日置町	油谷町	
行政区（自治会）の現況 別添のとおり	行政区（自治会）の現況 別添のとおり	行政区（自治会）の現況 別添のとおり	行政区（自治会）の現況 別添のとおり	原則として、現行のとおりとし、必要に応じて合併時に調整する。
行政区（自治会）への報酬等 委託料 月額9,800円（基本割） +@110円×世帯数	行政区（自治会）への報酬等 囑託員報酬 年間65,000円 （別に事務費1,400円/戸）	行政区（自治会）への報酬等 自治会長報酬 年間 基本額（均等割） 67,000円 1世帯当たり1,500円	行政区（自治会）への報酬等 自治会長報酬 年間 基本額（均等割） 76,000円 1世帯当たり1,400円	合併時に調整する。

# 行政区(自治会)の現況

行政区(自治会)の数

長門市	三隅町	日置町	油谷町
94	34	31	66

1市3町において同一又は類似の行政区(自治会)名

長門市		三隅町		日置町		油谷町	
		中村	なかむら	中村	なかむら		
河原区	かわらく			川原	かわら	河原浦	かわらうら
		中畑	なかはた			中畑	なかばた

(行政区(自治会)の状況)

長門市		三隅町		日置町		油谷町	
通1区	中山区	滝坂		長崎		亀田	赤屋
通2区	緑ヶ丘区	一の瀬		黄波戸		植松	木吹
通3区	藤中区	中畑		矢ヶ浦		荒人	大川尻
通4区	江良区	杉山		茅刈		長久	中ノ森
通5区	正明市1区	縦の木		黄波戸口		杣地	田久道
通6区	正明市2区	宗頭		堀田		有宗	白木
通7区	正明市3区	兔渡谷		亀山		広中	久津
通8区	正明市4区	麓		亀山団地		稲石	大和
通9区	正明市5区	上中小野		古市		人丸	大浦東
通10区	上郷区	下中小野		上城		新別名	大浦西
通11区	下郷区	辻並		大内山上		駅通	油谷
通12区	下川西区	大竹		大内山下		大迫	南方
通13区	上ノ原区	正楽寺		畑		東大坊	本郷
通14区	後ヶ迫区	市		国広		芝崎	山崎
通15区	開作区	湯免		眞口		大坊	水岬
通16区	境川区	中村		新市		田上	上野東
白瀧1区	上川西1区	土手		農土園		二ノ瀬	上野西
白瀧2区	上川西2区	久原		小野地		坂根	川尻東
白瀧3区	板持1区	生島		狩宿		山根	川尻西
祇園町区	板持2区	津雲		一円		札場	
南町区	板持3区	飯井		向田		河原浦	
栄町区	板持4区	野波瀬		川原		大江	
本町区	殿台区	向山		中村		浅井	
北本町区	大河内区	豊原		東坂本		尾崎	
洲崎町区	小河内区	二条窪		西坂本		里	
今浦町区	河原区	平野		炭床		伊上浦	
鍛冶屋町区	門前区	上東方		北山		岡	
中新町区	湯本区	下東方		野田北		宮ノ馬場	
新町区	三ノ瀬区	小島		野田南		上ノ野	
幸町区	山小根区	浅田		長行		前方	
旭町区	渋木中区	殿村新開		雨乞		須方	
錦町区	大埜区	向開作				綾湖	
新屋敷町区	坂水区	沢江				貝川	
新開町区	渋木1区	上ヶ				上蔵小田	
鳥越1区	渋木2区					下蔵小田	
鳥越2区	渋木3区					中畑	
大泊区	真木区					渡場	
青海区	小原区					掛淵	
大日比区	木津区					上津黄	
田屋区	郷区					東津黄	
駅前区	黒川区					西津黄	
湊1東区	大羽山区					東後畑	
湊1西区	湯町区					東立石	
湊2区	上政区					西立石	
湊中央区	上安田区					大畠	
湊3区	下安田区					青村	
鉄道区	七重区					小田	

## (参考) 先進事例の調整内容

篠山市(平成 11 年 4 月 1 日新設合併)

総代会及び区長会については、合併時に統合する。

あさぎり町(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

行政区については、合併までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。なお、新町においても、住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないよう行政区の再編を検討する。

静岡市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

〔「行政連絡機構の取扱い」として整理〕

行政連絡機構については、当面現行のとおりと、合併後に、町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。ただし、広報紙の配布等の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民自治組織と協議の上、合併時までに、新市における取扱いを検討するものとする。

南アルプス市(平成 15 年 4 月 1 日新設合併(予定))

〔「行政連絡機構の取扱い」として整理〕

行政連絡機構については、現状のまま移行し、必要に応じて中間的な連絡組織を設ける。

対馬市(平成 16 年 3 月 1 日新設合併(予定))

〔「行政連絡機構の取扱い」として整理〕

名称及び所管区域については、現行のとおりとする。ただし、必要に応じ、新市において調整する。

五島市(平成 16 年 8 月 1 日新設合併(予定))

行政区の名称及び所管区域については、現行のとおりとし、必要に応じ、合併後に調整する。  
また、町内会長・駐在員・地区名・区長の設置条例等については、福江市の例により調整し、必要に応じ合併後に調整する。

広島県高田郡6町(合併協議中)

行政区等の範囲については、現行のとおりとする。

行政区等の名称(総称)については、「行政区」に置く職員の名称については、「行政嘱託員」とし、合併時に統一する。

個々の行政区等の名称については、現行の名称の前に旧町名をつけることとする。

行政嘱託員の任期及び報酬の算定基礎については、合併時に統一する。